

B 地区藤沢自治会 個人情報保護に関する規程

(趣旨)

第1条 保有する個人情報の取り扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この規程は、個人情報の適正な取り扱いに関し、当自治会が遵守すべき義務等を定めることにより、当該自治会の区域内に居住する会員及び会員世帯の構成員(以下「会員等」という。)の権利・利益を保護することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

2 この規程において「保有個人情報」とは、当自治会が保有する、会員等に係わる個人情報を用いる。

1) 会員等に係わる保有個人情報は以下①～⑥の個人情報をいう。

- ① 会員名簿
- ② 転入・転出・一時転居連絡票
- ③ 児童生徒名簿
- ④ 敬老記念品贈呈対象者名簿
- ⑤ 世帯台帳
- ⑥ その他必要なもの

2) 会員等の内、避難行動要支援者(以下「要支援者」という。)に係わる保有個人情報は以下

- ①～②の個人情報をいう。
- ① 避難行動要支援者名簿(市から提供)
- ② 聞き取り調査票及び個別避難支援プラン

3 この規程において「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(利用目的の特定)

第4条 当自治会が、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。

1) 会員等に係わる①～⑥の個人情報は、以下の通り利用を限定する。
また個人情報管理責任者は以下の通りとする。

- ① 会員名簿 …………… 当自治会の運営に限定する。
会長が保管管理する。
- ② 転入・転出・一時転居連絡票 …… 会員構成に係わる手続きに限定する。
総務部長が保管管理する。

- ③ 児童生徒名簿 …………… 当自治会が行う青少年活動及び交通安全活動に限定する。総務部長が保管管理する。
- ④ 敬老記念品贈呈対象者名簿 …………… 当自治会が行う福祉活動に限定する。福祉部長が保管管理する。
- ⑤ 世帯台帳 …………… 災害発生時の避難、救援等安全確保のために会員の状況を把握することに限定する。平常時には「個人情報保護法」の範囲内での自治会活動の利用に限定する。会長、防犯防災部長が保管管理する。
- ⑥ その他必要なもの …………… 当自治会が行う活動に限定する。適切に定めた者が保管管理する。

2) 会員等の内、要支援者に係わる①～②の個人情報は、避難行動要支援者の避難支援体制づくり及び災害発生時の避難支援に使用を限定する。

また個人情報の管理責任者は以下の通りとする。

- ① 避難行動要支援者名簿（市から提供） …… 会長、防犯防災部長が保管管理する。
- ② 聞き取り調査票及び個別避難支援プラン ……防犯防災部長が保管管理する。

2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行なってはならない。

(利用目的による制限)

第5条 当自治会は、あらかじめ本人の同意を得ないで前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(適正な取得)

第6条 当自治会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第7条 当自治会は、会員等からの各種届出・回答、申し出を受理することに伴い、各種届出・調査票等の書類に記載された当該本人の個人情報を取得する場合、その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(適正な管理)

第8条 当自治会は、個人情報の保護を図るため個人情報管理責任者を、第4条-1)、2)の記載通りに定める。

次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 正確かつ最新なものにすること。
- (2) 漏えい、滅失又は棄損その他の事故を防止する。
- (3) 管理する必要がなくなったときは、速やかに廃棄または消去すること。
- (4) 避難行動要支援者名簿を市へ返却する必要があるときは、速やかに返却すること。
- (5) 保有個人情報に係わる原本は施錠可能な保管庫等に保管する。

(第三者提供の制限)

第9条 当自治会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで保有個人情報第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合。
- (2) 大地震などの災害が発生し、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに協力する場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 当自治会の会員及び会員であった者、役員及び役員であった者並びに要支援者の支援者及び支援者であった者は、当自治会が作成する各種名簿等に記載された個人情報を利用する場合は、当自治会が定める利用目的の範囲内とし、会員以外の第三者に提供してはならない。

3 当自治会は、第1項各号に規定する場合に、本人の同意を得ないで第三者に提供した保有個人情報を、当該第三者に利用目的以外の目的で使用させてはならない。

4 当自治会は、保有個人情報の第三者提供を行った際は、提供の年月日及び受領者の氏名等、当該個人情報により識別される個人の氏名等、提供した保有個人情報の項目を記録し、3年以上保存しなければならない。

(利用目的の公表)

第10条 当自治会は、保有する個人情報の利用目的及び次条の規定による開示等の請求に応じる 手続きの方法を、当自治会が発行する会報等に掲載するなどの手段により、会員等の 知り得る状態におかななければならない。

(開示等)

第11条 当自治会は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報の開示を求められた時は、本人に対し、遅滞なく、当該保有個人情報を開示しなければならない。

なお、開示の求めができる者は当自治会の会員等とし、本人が開示を求めることができない、やむを得ない理由があると認めるときは、代理人によってすることができるものとし、次項以下についても同様とする。

2 当自治会は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報の内容が事実でないという理由によって当該保有個人情報の内容の訂正を求められた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人情報の内容の訂正等を行なわなければならない。

なお、保有個人情報の内容の全部若しくは一部について訂正を行なったとき又は訂正を行なわない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

- 3 当自治会は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報第6条の規定に反して取り扱われているという理由又は第7条の規定に反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人情報の利用の停止又は消去を求められた場合であつてその求めに理由があると判明したときは、必要な範囲で、遅滞なく当該保有個人情報の利用停止等を行なわなければならない。

(理由の説明)

第12条 当自治会は、前条の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(苦情の処理)

第13条 当自治会は、保有個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(取扱い事務の継承)

第14条 当自治会の役員に改選があつたときは、新旧の役員は保有個人情報について、すみやかに引継ぎを行なわなければならない。

附 則

1. この規定は、平成25年4月1日から施行する。
2. 平成28年3月27日総会承認、一部改定部分は平成28年4月1日より発効する。
3. 平成30年3月25日総会承認、一部改定部分は平成30年4月1日より発効する。
4. 平成31年3月24日総会承認、一部改定部分は平成31年4月1日より発効する。